

陳 情 文 書 表

5 陳情第 23 号

暫定庁舎案の策定を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 5 年 8 月 25 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町
	氏 名	<p style="text-align: center;">松 井 豊</p> <p style="text-align: right;">ほか 人</p> <p style="font-size: small;">(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</p>
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 8 月 25 日		14:10		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年8月25日

松井 豊

小金井市貫井南町

## 件名 暫定庁舎案の策定を求める陳情書

今次、新庁舎建設に係る予算が138億円となりました。

厨機や引っ越し費などを含めると150億円にもものぼるという試算もあります。

これをコンクリート造建物の耐用年数で割ると、年間3億1900万円になり、現在、リース庁舎に支払っている年間家賃を1億円ほど上回ります。

ひところ「リース庁舎には日額60万円もかかる」という言説をよく耳にしましたが、年間3億1900万円とは日額87万円のことであり、計画されている庁舎が竣工された暁にはリース庁舎より酷い財政状態を市に及ぼすことになるでしょう。

思えば、保育園を打ち捨て、学校は棚上げにし、図書館建設の具体案も示さない小金井市において「庁舎だけは、いくらお金がかかっても建てる」との声があること自体、異様な光景と思わざるを得ません。

しかも、その声は新庁舎から福利厚生的な利益を最優先で受け取る方々によって積極的に発せられていることにより、議会はあたかもお手盛り要求を滔々と述べるための場になってしまったのかと錯覚すらすることがあります。

そのような中、市庁舎建物を更新せずに保健センター跡地に市役所機能を入れ、蛇の目跡地に図書館を、というような正鵠を射るような提案がなされたことは、高く評価するものです。

つきましては、ここまでコストが膨らんでは小金井市の庁舎建設計画は財政的に詰んでいるとして、保健センター跡地への暫定庁舎案を基本にした上で、蛇の目跡地に図書館・福祉会館・公民館など市民利用が真に活発な物を整備する新たな計画を策定するよう求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 24 号

小金井市の重要政策に対し  
副市長の見解を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 年 8 月 25 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 8 月 25 日 14:10				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年8月25日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 小金井市の重要政策に対し副市長の見解を求める陳情書

先般、前市長が専決処分を行い、辞任を表明した際、副市長が市長代行となられ、公立保育園問題などについての判断を問われるようなことがありました。

従って、いったん市長に何かあった場合のことを考えると、副市長が市政に対してお持ちの考え方は、市民<sup>と</sup>して事前にある程度聞き置いておくものであると考えます。

つきましては、以下の小金井市の懸案事項について現状における副市長の見解を開陳して頂ければと思います。

- ① 公立保育園の専決問題について  
(専決を了とするか否か、専決をどのように処理するのか)
- ② 公立保育園の廃止問題について  
(公立保育園廃止を推進するのか否か、公立保育園の位置づけをどう考えるのか)
- ③ 新庁舎建設問題  
(現設計案を推進するのか、それとも見直しを考えるのか)
- ④ 将来における小金井市のゴミ減量問題について  
(リサイクル事業所の再開を推進するのか否か、日野市から求められている焼却場やゴミゼロに向けての申し入れに対してどう考えるのか)
- ⑤ 計画道路の問題について  
(あくまで道路の誘致を拒否するのか、東京都への申し入れはどうするのか)

以上について見解を求めます。

なお、特に④に関しては前職において深く知見をお持ちの事と思いますので、大所高所からの知悉に基づく見解をご披露願えればと考えます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 25 号

市長が表明する教育政策に対し  
教育長の見解を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 年 8 月 25 日  
(西暦 2023)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	<p style="text-align: center;">吉池 義雄 印 ほか 人</p> <p style="font-size: small;">(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</p>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 8 月 25 日 18:10				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 官下 誠 様

令和5年8月25日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 市長が表明する教育政策に対し教育長の見解を求める陳情書

先般、白井市長の就任と前後して副市長が辞められました。

その理由については明らかにされておきませんが、当該職が市長任命であることを考えると「忠臣は二君に仕えず」というような、ある種の潔さを感じさせるものであります。同じように教育長においても、この潔さは、多少とも期待されるものであります。

しかしながら、現教育長においては「忠臣は二君に仕える」を実践なさっており、それはそれで豊富な経験、高い能力、人間性などがなせる業だと思ひます。

つきましては、公約などで教育への注力を強く表明している白井市政下における教育長として、以下の施策についての見解ならびに白井市長就任後、具体的に指示されてやられたことについて開陳して頂ければと思ひます。

- ① 教育支援センターの設置についての教育長のお考えならびにやられたこと。
- ② インクルーシブ教育のありかたについての教育長のお考えならびにやられたこと。
- ③ 部活動や放課後には地域や民間の力を活用することについての教育長のお考えならびにやられたこと。
- ④ 包括的な不登校の子供・家庭の支援に力を入れることについての教育長のお考えならびにやられたこと。
- ⑤ 一人ひとりの子どもに合った学びの環境づくりについての教育長のお考えならびにやられたこと。
- ⑥ 学校トイレの3K解消についての教育長のお考えならびにやられたこと。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 26号

健康保険証の存続を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 8 月 25 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	新宿区西新宿 [REDACTED]
	氏 名	東京保険医協会・会長 須田 昭夫 [REDACTED] ほか 1人
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	新宿区西新宿 [REDACTED]
	氏 名	瀧澤 雄一郎
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 8 月 25 日 14:33				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
渡辺	高橋	薄根	山浦	西村	明加藤	[REDACTED]

令和5年8月25日

(宛先) 小金井市議会議長

氏名 東京保険医協会

会長 須田 昭夫

住所 新宿区西新宿

連絡先

## 健康保険証の存続を求める陳情書

### 1 陳情趣旨

健康保険証の廃止を中止して存続するように、国に意見書を提出してください。

### 2 陳情理由

政府は、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を6月2日に可決・成立させました。しかし、厚生労働省が発表した7,312件に上る被保険者資格情報の誤登録（令和3年10月から令和4年11月まで）をはじめ、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

東京保険医協会が会員に対して実施したアンケート調査（5月25日～6月5日実施、FAX送信4,770件、回答数622件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関535件のうち、351件（回答528件中66.5%）が何らかのトラブルを経験しており、そのうち他人の情報がひもづけられていたケースが11件ありました。別人の情報に基づいた診療・投薬は、重大な医療事故につながりかねません。

マイナ保険証とオンライン資格確認システムが保険資格確認の手段として確実なものではないため、医療機関では現行の健康保険証を持参するよう患者・国民に呼びかけているのが現状です。病気を持つ人はもちろんのこと、病気を持たなくても不慮の事故や病気に備えて、多くの人々が健康保険証を常に携帯していますが、マイナンバーカードは実印にも等しい機能を有しており、日常的に持ち歩くことは危険です。誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は中止して、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出してください。



陳 情 文 書 表

5 陳情第 27 号

指定管理者関係条例の違法条項の改正を

求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 5 年 8 月 30 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵 [REDACTED]
	氏 名	立憲共和党代表 角田 統領 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( ) -

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵 [REDACTED]
	氏 名	立憲共和党代表 角田 統領
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

主任 	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 8 月 30 日		1152		
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

陳 情 書

8 30  
2023年9月5日

小金井市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵

立憲共和党代表 角田 統領

指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める件

陳情書

第1 陳情の趣旨

1 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める。

① 小金井市民交流センター条例の第4条を、次のとおり改正する。

【第4条（指定管理者による管理）

市は、交流センターの管理（行政処分を除く。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。】

② 小金井市体育館条例の第3条を、次のとおり改正する。

【第3条（管理）

小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、小金井市総合体育館（以下「体育館」という。）を、別に条例で定める地方自治法第153条第2項の委任に基づいて、使用申請に対する処分を行う。】

小金井市体育館条例の第3条第2項を、次のとおり改正する。

【第3条（管理）

2 市は、前項の規定による体育館を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）との協定により、行わせるものとする。】

第2 陳情の原因

○小金井市民交流センター条例

① 「小金井市民交流センター条例」の抜粋は次のとおりである。

▲（抜粋）.....▲

付則 2（準備行為）

指定管理者による交流センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（指定管理者不在等期間における管理業務）

3 **市長**が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は**市長**が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合の交流センターの管理は、**市長**が行うものとし、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第6条から第10条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第8条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「**市長**が別に」と、同条第2項並びに第9条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者は、市又は指定管理者が」とあるのは「**市長**は、**市**が」と、第10条、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「**市長**」とする。

#### 第4条（指定管理者による管理）

交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条第1項各号の基準を満たす者であって、かつ、文化芸術及び交流活動の振興を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

#### 第5条（指定管理者が行う業務の範囲）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

##### (1) 第3条に規定する事業の運営に関する業務

(2) 交流センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務

(3) 施設等の利用料金の收受及び減額又は免除に関する業務

(4) 施設等の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、**市長が必要と認める業務**

#### 第9条（使用の承認）

施設等を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

#### 第10条（使用の不承認）

指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認しないことができる。

#### 第16条（使用承認の取消し等）

指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、もしくは制限し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、使用に際し施設等に損害を生じさせた場合は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(施設の使用に係る「市長の許可」に関する規定がない。)

(「市」の「損害賠償の義務」が規定されていない。)

(「処分」に対する不服申立の規定がない。)

### ○小金井市体育館条例

②「小金井市体育館条例」の抜粋は次のとおりである。

▲ (抜粋) . . . . . ▲

#### 第3条 (管理)

小金井市総合体育館 (以下「体育館」という。) は、小金井市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が管理する。

2 前項の規定による管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

#### 第3条の2 (指定管理者が行う業務の範囲)

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館で行う事業の運営に関する業務
- (2) 体育館の使用の承認に関する業務
- (3) 体育館の利用料金の収受及び減額又は免除に関する業務
- (4) 体育館の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

#### 第6条 (長期かつ独占的使用)

体育館の使用期間は、同一使用者につき、引き続き3日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを延長することができる。

#### 第7条(使用の承認)

体育館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、体育館の使用を承認するに当たつて、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、体育館の使用を承認しない。ただし、第3号に該当する場合で、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、体育館の使用を制限し、もしくは停止し、又は承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により体育館の使用ができなくなつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

付則

(指定管理者不在等期間における体育館の管理に関する業務)

2 教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなつた場合又は教育委員会が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条第2項、第4条から第8条まで、第14条及び第15条の規定の適用については、第3条第2項を削り、第4条中「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て、これを」とあるのは「教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを」と、第5条中「指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、これを」とあるのは「教育委員会が必要と認めたときは、これを」と、第6条第1項中「指定管理者が特に必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、これを」とあるのは「教育委員会が特に必要と認めたときは、これを」と、第7条、第8条、第14条及び第15条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

3 教育委員会は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第2項の規定により支払うべき利用料金の額を使用料として体育館を使用する者から徴収し、又は別表第2に定める回数使用券を体育館を個人で使用する者に発行し、これを市の収入とすることができる。

追加〔平成20年条例22号〕

4 前項の使用料は、規則に定めるところにより、全部もしくは一部を返還し、又は減額もしくは免除をすることができる。

▲ . . . . . ▲

### 第3 陳情の理由

#### 1 違法条項改正の必要について

小金井市の「公の施設」で、指定管理者制度が導入されている条例について、地方自治法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反する条項があり、違法であるから、当該違法条項を改正する必要がある。

以下、①として「市」所管の「**小金井市福祉センター条例**」及び②教育委員会書架の「**小金井市体育館条例**」を例として、当該違法条項を指摘して、違法条項改正が求められることを明らかにする。

▲ ( ① ) . . . . . ▲

#### 小金井市民交流センター条例について

#### 1 小金井市民交流センター条例の「附則第3項」には次の規定が有る。

【附則 3 (指定管理者不在等期間における管理業務)

**市長が指定管理者の指定を取り消し**、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は**市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合**の交流センターの管理は、**市長が行うもの**とし、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第6条から第10条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「**市長が特に必要があると認めるときは**」と、第8条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「**市長が別に**」と、同条第2項並びに第9条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「**市長**」と、同条第3項中「指定管理者は、市又は指定管理者が」とあるのは「**市長は、市が**」と、第10条、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「**市長**」とする。】

#### 2 この「附則 2」で、「**市長が指定管理者の指定を取り消し**」とあるのは、地方自治法第244条の二第11号の誤解であり、地方自治法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反する潜脱があり、違法である。

#### 3 地方自治法第244条の二第11号は、次のように、「普通地方公共団体は、指定を取り消し、ができる。」と規定しているが、「団体は」は、非権力条項であり、「**指定を取り消し**」は、権力条項であり、当該法律条項そのものに、権力・非権力の混濁があり、法律改正が必要である。

【地方自治法244条の二

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。】

- 4 本来、「協定」という名の委託契約は、「市」が、民事事件当事者としての民間団体である指定管理者と締結した「協定」締結という民事事件である。
- 5 第4条には、次の規定がある。

【第4条（指定管理者による管理）

交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。】

この条文には、主語となるべき行為主体の規定がなく、文章として成立していないから、本条は無効である。

本来、有るべき主語は、「交流センターの管理は」ではなく「市は」であり、「交流センターの管理は」ではなく、目的語としての「交流センターの管理を」である。

ここで注意しなければならないのは、主語の「市は」という条項は、非権力条項であり、「市」が指定管理者に「行わせることができる」のは、非権力事件である民事事件の委託契約に係る業務に限られることである。

第4条が引用する「**地方自治法第244条の2第3項**」は、非権力条項である。

地方自治法の条項には、主語を「普通地方公共団体は」とする非権力条項（民事事件条項）と「普通地方公共団体の長は」とする権力条項（行政事件条項）がある。

この「**地方自治法第244条の2第3項**」の冒頭には「普通地方公共団体は」と規定されており「普通地方公共団体の長は」ではない。

小金井市において「普通地方公共団体」の正解は「市」であり「市長」は誤解であるところ、第4条は、「市長」と誤解して条例を制定しており、地自法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反しており違法であるから、改正を要する。

- 6 第4条2項には、「指定管理者は・・必要な能力・・を有するものとする」と規定するが、指定管理者が「使用許可」等の処分権限を行使するためには、「指定管理者を行政庁とする」旨の条例規定を要するが、これが欠落している。

指定管理者は、処分権限を有する行政庁たる「能力」を有していない。

「指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条第1項各号の基準を満たす者」という規定が「行政庁である」ことを担保しているか否かという問題がある。

地自法第153条2項の「委任」が規定されていなければ、当該指定管理者は、民事事件当事者能力はあっても、公権力の行使である行政庁ではなく、権力機関である処分庁としての行政事件当事者能力はない。

7 第5条は「指定管理者が行う業務の範囲」として2号（**使用の承認**）、3号（**減額又は免除**）、5号（**市長が必要と認める業務**）を規定し、これが権力条項であるから、行政庁とする条例規定を持たない指定管理者としては、地自法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反し、違法である。

8 次の条項は、指定管理者を主語とする権力条項であり、前述のとおり、地方自治法第153条2項の「委任」を受けていないから、当該指定管理者には、処分権限はないから、これらの条項は無効であり、改正を要する。

・第9条の「指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない」

・第10条の「指定管理者は・・使用を承認しないことができる」

・第16条の「指定管理者は・・使用の承認を取り消すことができる」

9 他の条例には「市長の許可」に関する規定が有るが本条にはない。

10 「市」の「使用者・利用者」に対する「損害賠償の義務」が規定されていない。

11 「処分」に対する不服申立の規定がない。

②教育委員会 書架の「**小金井市体育館条例**」を例として、当該違法条項を指摘して、違法条項 改正が求められることを明らかにする。

▲ ( ② ) . . . . . ▲

#### 小金井市体育館条例について

1 **小金井市体育館条例**の第3条第1項は「体育館の**管理**は、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する」と定めているが、当該管理が民事事件であるか行政事件であるかが不明である。

教育委員会は、民事事件の当事者脳力はないから、民事事件としての管理はできない。

また、行政事件の処分としての管理は、地自法第153条に基づく条例の委任規定がないから、教育委員会は処分としての「体育館の**管理**」はできない。

2 **小金井市体育館条例**の第3条第2項は「前項の規定による管理は、地方自治



法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする」が、「市長が権限を教育委員会に委任する条例規定」がないから、本項は無効である。

又、これが引用する「地方自治法第244条の2第3項」の冒頭には「普通地方公共団体は」と規定されており、小金井市においては、「市長」ではなく、「市」である。

教育委員会は、独立行政委員会として、公権力の行使を担当する行政庁であるが、団体としての民事事件当事者能力はない。

故に、民間団体である指定管理者に対する行為主体として、「体育館の管理を、指定管理者に行わせる」権限はないから、本校は、地自法第14条に反し、違法、無効であり、改正する必要がある。

3 **小金井市体育館条例**の第7条第1項の「体育館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない」という規定は、指定管理者を行政庁とする条例規定がなく、又、民事事件の力は有するが、行政事件当事者能力がない、民間団体である指定管理者に、「承認」という行政処分を行わせることはできない。

4 **小金井市体育館条例**の附則2に「教育委員会が指定管理者の指定を取り消し」という規定があるが、教育委員会には、「指定管理者の指定を取り消す」権限はないから、違法、向こうであり、改正が必要である。


陳 情 文 書 表

5 陳情第 28 号

新庁舎等建設において約3000㎡の広場を確保することを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023 )

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊 伸吾  印 ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 5 年 9 月 1 日		9:02	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 任  


小金井市議会議長 宮下 誠 様

2023 (令和5) 年9月1日

小金井市東町 [REDACTED]

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊 伸吾

## 新庁舎等建設において約 3000 m<sup>2</sup>の広場を確保することを求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民要望を政策提言として請願書または陳情書の形で市議会に届け、審査と議決を求める市民団体です。

新庁舎等建設問題に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

新庁舎等建設において約 3000 m<sup>2</sup>の広場を確保することを求める。

庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工場跡地）周辺は、人口密集地でありながら公園空白エリアとなっています。ゆえに、現在、庁舎建設予定地にある「暫定広場」は、近隣の保育園の園庭代わりの空間として、また地域の子どもたちの遊び場として、また地域住民の多様な地域活動や交流の場として使われています。

現在の設計は、広場空間が非常に狭く、抜本的な改善が求められます。庁舎建設予定地内の清掃関連施設の撤去時期の見通しが立ったのですから、建物全体を北側にシフトし、建物南側に約 3000 m<sup>2</sup>の広場を確保することが、今後 70 年、100 年という長年月にわたって使う庁舎敷地の使い方として強く求められています。

清掃関連施設が除却できることになったのに、それが存在することを前提にした不自由な設計をそのまま放置し、市民の利益を奪うことは許されません。

以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 29 号

新庁舎と新福祉会館の耐震構造を同一にすることを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023 )

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊 伸吾 ● 印      ほか      人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	(                      )      -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 1 日 9:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 任  
  


小金井市議会議長 宮下 誠 様

2023 (令和5) 年9月1日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊 伸吾

## 新庁舎と新福祉社会館の耐震構造を同一にすることを求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民要望を政策提言として請願書または陳情書の形で市議会に届け、審査と議決を求める市民団体です。

新庁舎等建設問題に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

新庁舎と新福祉社会館の耐震構造を同一にすることを求める。

現設計は、庁舎部分と福祉社会館部分で異なる耐震構造を想定しています。揺れ方が異なる二つの建物が複合される庁舎は全国でも稀有とされ、いざ大震災が起きた際に、接続部分がどのような状態になるのか、危険性も含め懸念の声が上がっています。

特に福祉社会館が複合されるわけですから、乳幼児、高齢者、障がい者などの利用が多数想定され、特別の配慮が必要だと思われまます。

前市長は、庁舎の在り方について「シンプル」がいいと発言しておりましたが、結果として、なぜこのような「複雑」な構造にしたのか、理解できません。

現設計の検証委託も完了し、この件も検証テーマになっていると承知していますが、ぜひ耐震構造は同一にしてください。

以上


陳 情 文 書 表

5 陳情第20号

新庁舎等建設の現設計を見直し、地下駐車場の廃止等で約2000㎡の床面積削減を求め  
る陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

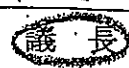






令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023 )

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊 伸吾  印 ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 1 日 9:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2023 (令和5) 年9月1日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会  
共同代表 渡邊 伸吾

新庁舎等建設の現設計を見直し、地下駐車場の廃止等で約 2000 m<sup>2</sup>の床面積削減を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民要望を政策提言として請願書または陳情書の形で市議会に届け、審査と議決を求める市民団体です。

新庁舎等建設問題に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- ① 新庁舎等建設の現設計を見直し、地下駐車場の廃止等で約 2000 m<sup>2</sup>の床面積削減を求める。
- ② 地下駐車場の設置をやめて床面積を縮減し、建物北側に平面駐車場を設けることを求める。
- ③ 庁舎部分と福祉会館部分で異なる耐震システムを導入することはやめ、床面積を縮減する。

新庁舎等建設の抜本的なコストダウンを図るための工夫として、第一に、地下駐車場をやめて地上平面駐車場とする工夫、第二に、異なる耐震システムを導入することで必要になるスペースをなくす工夫、が有効と判断されます。合わせて約 2000 m<sup>2</sup>の床面積が縮減され、そのことによるライフサイクルコストの削減は少なく見ても 40 億円の削減、あるいはそれを大幅に上回るが可能になると見られます。

以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第31号

新庁舎等開設にあたって空きスペースとなる「保健センター」スペースの有効活用を  
求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023 )

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊 伸吾 印 ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 1 日 9:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

主 任  
渡 辺



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2023.(令和5)年9月1日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊 伸吾

## 新庁舎等開設にあたって空きスペースとなる「保健センター」スペースの有効活用を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民要望を政策提言として請願書または陳情書の形で市議会に届け、審査と議決を求める市民団体です。

新庁舎等建設問題に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- ① 新庁舎等開設にあたって空きスペースとなる「保健センター」スペースの有効活用を求める。
- ② 具体的には、庁舎機能の一部として活用し、その分、新庁舎等の内、庁舎機能部分の床面積を縮減することを求める。

新庁舎等の中には、現在貫井北町にある保健センターの機能が含まれるため、保健センターの建物は空きスペースになります。このスペースを庁舎機能の一部として活用すれば、その分、新庁舎等のうち、庁舎機能部分の床面積を縮減できます。

この考え方は、市議会の複数の議員からすでに提言がなされており、その中には当時市議会議員だった白井市長も含まれると仄聞しております。

保健センター建物は床面積約 2300 ㎡もあり、その有効活用が、新庁舎等建設事業における抜本的コストダウンと関連付けられないで進められるのは公共施設マネジメント原則から逸脱しています。

以上


陳 情 文 書 表

ら 陳情第 32号

新庁舎等の建物の中に現在の床面積の約2倍の図書館本館を整備することを求める陳  
情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023 )







陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊 伸吾  印 ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

主 任  


第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 1 日 9:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">議 長</span>
						

小金井市議会議長 宮下 誠 様

2023 (令和5) 年9月1日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊 伸吾

## 新庁舎等の建物の中に現在の床面積の約 2 倍の図書館本館を整備することを求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民要望を政策提言として請願書または陳情書の形で市議会に届け、審査と議決を求める市民団体です。

新庁舎等建設問題に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- ① 新庁舎等の建物の中に現在の床面積の約 2 倍の図書館本館を整備することを求める。
- ② そのために、現在の保健センター建物と、現在の図書館本館（及び別館）建物、合計床面積約 4300 m<sup>2</sup>は、庁舎機能の一部として使用することを求める。

現在の図書館本館は、狭隘で建物も古く、駐車場もない状況です。しかし、現在、小金井市は、どこに図書館本館を整備するのか具体案を持たず、また、図書館本館を整備するための貯金もほぼ皆無の状態です。よって早期に図書館本館を整備する具体的方策を講じるべきです。

現在の保健センターと図書館本館（及び別館）の床面積は約 4300 m<sup>2</sup>ありますが、これを庁舎機能の一部として活用すれば、新庁舎等の中に現在の約 2 倍の面積の図書館本館を整備できます。図書館本館の利用は、土日祝や夜間が多いと想定されますが、庁舎と同じ場所で整備すれば、「駐車場」が共用できて合理的です。公共施設マネジメント原則からも、検討に値するプランとなります。

以上


陳 情 文 書 表

5 陳情第 33号

新庁舎「議場」スペースの多目的利用（市民利用含む）を可能にするため、具体的措置を求める陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）







令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023 )

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊 伸吾  印 ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 1 日 9:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 任  


小金井市議会議長 宮下 誠 様

2023 (令和5) 年9月1日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊 伸吾

新庁舎「議場」スペースの多目的利用(市民利用含む)を可能にするため、  
具体的措置を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民要望を政策提言として請願書または陳情書の形で市議会に届け、審査と議決を求める市民団体です。

新庁舎等建設問題に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- ① 新庁舎「議場」スペースの多目的利用(市民利用含む)を可能にするため、具体的措置を求める。
- ② 新庁舎「議場」スペースの設計を変更し、イス・机等は可動式とし、自由にレイアウトを変えられるようにすることを求める。

新庁舎「議場」スペースは、現在の議場から床面積が倍増し、小金井宮地楽器ホールの1階ホールより広大な面積で設計されています。現設計では、イスは可動式を想定していますが、机等は固定式を想定しており、これではレイアウトが自由に変えられず、多目的利用(市民利用含む)の支障になります。

「議場」スペースの議会利用は年間わずか40日程度と想定され、特に土日祝日などはほとんど全く使用されません。よって、多目的利用(市民利用含む)を可能にしてスペースの有効利用を図るべきです。

議場「スペース」の多目的利用を困難にする現設計をそのまま放置し、市民の利益を奪うことは許されません。

以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 34 号

小金井市の教育行政に対する  
教育長職務代理者の見解を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 / 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	<p style="font-size: 1.2em; text-align: center;">古池 義雄 印 ほか 人</p> <p style="font-size: 0.8em;">(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</p>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

主 任	第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
渡 辺	受 理 年 月 日	令 和 5 年 9 月 1 日	15:45				
主 査	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄 根	高 橋	高 橋		山 浦	西 村	明 加 藤	高 下

小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年9月1日  
吉池 義雄  
小金井市前原町

件名 小金井市の教育行政に対する教育長職務代理者の見解を求める陳情書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十三条2によれば「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」とあります。

ところで教育長職は市長任命である上に議会の承認を必要とする重職であることを鑑みると、代理職といえども、小金井市の教育行政に関し、一定の見識が求められ、万が一教育長に何かあった場合を考えると、市民は当該職の見識ならびに教育行政に対する見解等について、それらを事前に見聞きしておくべきものと考えます。

つきましては、以下の施策について、教育長職務代理者のご発言による見解の開陳を求めます。

- ① 教育支援センターの設置について。
- ② インクルーシブ教育のありかたについて。
- ③ 部活動や放課後には地域や民間の力を活用することについて。
- ④ 包括的な不登校の子供・家庭の支援に力を入れることについて。
- ⑤ 一人ひとりの子どもに合った学びの環境づくりについて。
- ⑥ 学校トイレの3K解消について。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 35 号

議会成果物のHP公開において

関連情報が「ワンストップ」でわかるようにしてほしい 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 9 月 1 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小-金井市緑所 [REDACTED]
	氏 名	佐久間昌己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
渡辺	受 理 年 月 日	令 和 5 年 9 月 1 日	15:45				
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
渡辺	高橋	高橋	山浦	西村	明加藤	高下	



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和5年9月1日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 議会成果物のHP公開において

関連情報がワンストップでわかるようにすることを求める陳情書

小金井市議会のネットによる情報発信は youtube 動画や陳情・議員案・議案の原文公開など、他の自治体に比べ充実しており、非常に先進的であるとの評価をさせていただきます。

しかしながら、これらを総括的に見ようとする、それぞれが別々になっておりリンクの一つも張られていない状態にあります。

議会の審議とは市民の代表による成果物であり、その公開において、これほど見る側への配慮を欠いているのは、これらの事業が「とりあえずやってみました」ということで、いまだに見る側の立場に思いをはせるまで至っていないからなのではないでしょうか。

白井市政においてはDX推進やWEBサイトのリニューアルなどが標榜されております。

つきまして、そろそろ見る側への配慮という観点にもご注力して頂き、議会成果物の公開に関して、少しでも閲覧の利便性向上に向けてご尽力頂ければと思います。

参照は、ここまでやって頂ければ便利だと思われる形をひな型にしたものです。  
ご参照頂ければ幸いです。

